

## 小学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）の制度の概要

自民、公明、維新の三党における議論をふまえ、文科省、総務省、財務省は 2026 年度から小学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）を行うことを公表しました。今回は、負担軽減の制度設計の概要を解説します。

野川 孝三（教育総研特別研究員）

### 完全な「無償化」ではなく「抜本的な負担軽減」

今回の三党合意は、給食の食材費相当額の国の補助について基準額を設けるというもので、国が全国すべての給食の無償化を行うということではない。合意文書において、「『給食無償化』の表現については、完全な学校給食費の無償化を想起させる。今回の取組の趣旨が保護者負担となっている学校給食費の抜本的な負担軽減であることを明確化し、趣旨の周知に取り組む。」としている。現行、食材費は保護者負担としつつ、自治体の判断によって補助は否定しないと整理されている学校給食法の改正は行われぬ。なお、中学校給食については、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討するとしている。

### 食材費相当額を予算補助として実施

|   |
|---|
| ○ 補助の対象は、給食を実施する公立の小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校小学部。   |
| ○ 給食の食材費相当額の補助基準額は、2026 年度は一人一月当たり 5,200 円となっている。これは、2023 年実態調査における平均額（約 4,700 円）に、近年の物価動向を加味したものと説明している。補食給食、ミルク給食実施校についても、同様の考え方により補助基準額を設定することになっている。なお、この補助基準額については、毎年給食費に関する調査を実施し、実施状況や物価動向等を踏まえて、適切な額を設定するとしている。 |
| ・「一月当たり 5,200 円」は、次の計算・考え方で算出したもの。<br>完全給食を行っている各自治体の平均の食材費（＝保護者からの徴収額）が 57,200 円（年間）だった。それを 11 月で除したものが「一月当たり 5,200 円」である。   |
| ・保護者からの徴収方法は、年間を平均して毎月同額徴収しているケース、8 月だけ金額を少なく徴収しているケース、1 食あたりの単価を示して毎月の実施回数に乗じて徴収しているケースなど、自治体によって様々である。国からの補助は、一月当たり 5,200 円ではなく、年間、一人あたり 57,200 円までとして算定される。  |
| ・特別支援学校小学部の補助基準額は一月当たり 6,200 円、年間 68,200 円となっている。   |
| ○ 食材費（＝保護者からの徴収額）が補助基準額を超えている自治体については、学校給食法にもとづき、引き続き、保護者から給食費を徴収することを可能としている。食材費が補助基準額を超える場合は、追加で経費が必要となるので、自治体が足りない分を負担するか、保護者から徴収するか判断することになる。   |
| ○ 食材費（＝保護者からの徴収額）の年間の金額が 57,200 円を下回っている自治体には、その下回っている金額が補助される（給食費負担軽減交付金（仮称）と地方交付税分の両方ともに）。  |

### 予算補助の流れは都道府県を通して

補助金は次の様に都道府県に交付され、都道府県から市町村に行く形をとる。

- 補助金の半額は、国が「給食費負担軽減交付金（仮称）」として都道府県に交付される。
  - ・ 都道府県毎に「域内市町村全体の給食実施校の在籍児童数×補助金の半額」で積算される。
  - ・ この在籍児童数には、給食を食べない非喫食者、準要保護児童は含まれて積算・交付される。
  - ・ この在籍児童数には生活保護の教育扶助と要保護の対象児童は除かれる。生活保護の教育扶助や要保護児童は現在の援助の仕組みが優先される。
  - ・ 特別支援教育就学奨励費の対象児童は特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、同負担金による支援が補助基準額に満たない場合、補助基準額との差額を支援する。
- 地方における安定的な財源の確保を前提に、1/2の都道府県負担を導入するとして、補助金の残りの半額は、地方交付税で措置する。
  - ・ 地方の財政負担を的確に措置するため、都道府県における児童数に児童一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を地方交付税の基準財政需要額に算入し、地方に見える形で普通交付税を算定する。したがって、域内市町村全体を計算した「給食費負担軽減交付金（仮称）」の金額と基本、同額が都道府県の基準財政需要額として算入・措置されることになる。
  - ・ 都道府県に措置されるので、地方交付税が措置されない不交付団体の市町村にも、都道府県を通してお金が交付されることになる。
  - ・ 都道府県の内、東京都だけは地方交付税の不交付団体となっているので、国からの「給食費負担軽減交付金（仮称）」は交付されるが、残りの地方交付税分は交付されない。
  - ・ 非喫食者、準要保護児童、生活保護の教育扶助、要保護児童と特別支援教育就学奨励費の対象児童については、「給食費負担軽減交付金（仮称）」と同様となる。

## 給食費の公会計化推進に向けて補正予算で支援

- 三党合意において、「今回の取組を恒久的に実施するためには、新たに恒久的かつ安定的な財源が必要であり、現行の教育現場での活動に支障が生じないように、既存の教育財源を原資とすることなく、国と地方の関係について整理しつつ、その財源確保の在り方と今回の措置とを一体的に実施する。」としている。
- 給食を食べない非喫食者への給食費相当額支給の判断は、学校設置者の市町村が行うことに変わりはない。
- 給食未実施校に対しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について、2025年度補正予算において先行的に支援が実施される。
- 給食費の公会計化のとりくみを行う自治体に対して、必要となるシステム改修等について2025年度補正予算で支援される。ただし、給食費の公会計化等が実施されていることを今回の食材費相当額の予算補助の条件とはしない。なお、給食費の公会計化を行うためのシステム開発をするのであれば、給食費以外の学校徴収金のシステム開発にも補正予算の財源は使うことができることになっている。

文科省調査によると、現在、給食費を公会計化しているのは34・8%にとどまっている。公会計化していない自治体では、各学校が保護者から給食費を徴収し、教職員の事務負担となっていることから、各自治体が積極的にこの補助制度を活用してほしいものである。

### <参考>

[三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について](#)（令和7年12月19日 文部科学省・総務省・財務省）